

**独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会（第2回）
審議概要**

開 催 日	平成24年8月3日(金)、同年8月7日(火)、同年8月8日(水)
委員長 委員 (以上、敬称略)	若杉 敬明 (東京経済大学経済学部教授) 内山隆太郎 (東京共同会計事務所 公認会計士) 楠 茂樹 (上智大学法学部准教授) 中村 里佳 (さくら総合事務所 公認会計士) 石塚 雅範 (監事) 伯耆 逸夫 (監事)
審議対象	○「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)及び「公益法人に対する支出の点検・見直しについて」(平成24年6月22日付事務連絡大臣官房総務課)による国所管の対象公益法人に対する平成23年度の支出についての点検 (点検の対象となる支出) 公表する公益法人に対する支出のうち ① 1件あたり1,000万円以上の支出 ② ①に該当しない支出のうち、前年度において同一又は類似の内容で同一府省・独立行政法人から支出されている支出若しくは競争性のない随意契約又は一者応札となっている契約による支出 (点検の観点) ・支出そのものについて必要性があるか。 ・支出が必要であっても、競争性を高めるなどより効率的・効果的な支出とできないか。
審議概要	○独立行政法人住宅金融支援機構契約監視委員会設置規程第4条第5項に基づく書面回覧による開催が行われた(事務局から各委員に持回りにより事案説明。) 審議した公益法人数等は次のとおり。 ・契約による支出の場合 競争入札：該当なし 随意契約：1法人(5件 全て競争性のない随意契約) ・契約によらない支出の場合 15法人(19件) ○上記の審議対象公益法人に係る平成23年度の支出について点検が行われ、了承された。

●平成23年の支出に関する質疑応答

(1) 競争入札：該当無し

(2) 競争性のない随意契約

(点検案件)

- ・ 登記情報サービスの利用

意見・質問	回答
(特になし)	(特になし)

(3) 契約によらない支出

(点検案件)

- ・会費、研修受講料等の点検

意見・質問	回答
<p>○利潤を目的とした企業システムでは会費等の無駄な支出に対してはチェック機能が働くが、利潤を追求しない企業では内部統制の仕組みとして、例えば監査部門が支出の必要性のチェック機能を果たすべきである。</p> <p>○会費を支払い続けるケースと会費の支払いを止めるたり、口数を減らしたりするケースがあるが、その考え方については対外的に説明できるように整理しておくべきである。</p> <p>○機構にとって、直接的な利益という意味では、薄いところもあるが、削りすぎることによって、対エンドユーザー等に業務上の支障は生じてしまうものはないか。</p> <p>○点検の結果年会費の削減等一定の効果があつたものと思われる。なお、業務上必要なものについては、今後とも支出を行っていけばいいのではないか。</p> <p>○会費等の支出の見直しもさることながら、むしろ、公益法人の統廃合から先に考えていくべきである(意見表明)。</p>	<p>○公益法人等への会費の支出状況は、監事による精査を受けることとなっている。</p> <p>○公益法人等への会費の支出に関する考え方については、以下のように整理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人等への会費の支出については、ゼロベースで見直し、原則として行わない。 ・会費を支出しようとするときは、機構の業務遂行のため、真に必要性があるか、また支出に見合った便益が与えられているか等を厳格に精査したうえで、これを認めるものとする。 ・会費を支出する場合であっても、1法人あたりの支出は、原則として1口かつ20万円を上限とする。 <p>○エンドユーザーに影響を与えるものではない。</p> <p>○引き続き公益法人に対する支出は、機構の業務遂行のため、真に必要性があるか、また支出に見合った便益が与えられているか等を厳格に精査したうえで判断していく。</p>

以上